装管調第２７６号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８７５８号
令和４年５月３０日

調達事業部長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

開発経費及びロイヤリティーの為替予約に関する取扱要領について
（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙
写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別紙

開発経費及びロイヤリティーの為替予約に関する取扱要領

1　目的

この要領は、開発経費及びロイヤリティーの外貨建払を含む契約について、代金の確定時に未精算部分を確定する場合における為替予約の取扱いに関し必要な事項を定め、もって調達業務の合理化を図ることを目的とする。

2　用語の意義

⑴　担当官　支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官をいう。

⑵　物別官　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官をいう。

⑶　物別室長　調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長及び電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長並びに調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び回転翼室長をいう。

⑷　物別官室長　物別官及び物別室長をいう。

⑸　開発経費　政府間の取決めに基づく米国政府の研究開発費の日本政府分担金をいう。

⑹　ロイヤリティー　技術導入契約に基づき、対象物品の納入毎に支払われる技術使用料及び開発に要する費用をいう。

⑺　為替予約　外貨購入のために行う為替の先物予約をいう。

⑻　換算率　外国貨幣換算率をいう。

⑼　送金日　政府間の取決めに基づく開発経費又は技術導入契約に定められたロイヤリティーの支払期限の最終日（最終日が土曜日、日曜日又は祭日の場合は、支払い可能な直前日）をいう。

3　適用範囲

開発経費及び「特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定品目の外貨建費目のみ)」が適用されるロイヤリティーについて、代金の中途確定時、外貨建費目の代金の確定時又は開発経費の確定時（確定日は納期以内とする。）において未精算部分を確定する場合に適用し、原則として、為替予約により代金を確定するものとする。ただし、為替予約期間が６箇月を超える場合又は為替相場が著しく不安定な場合を除く。

4　為替予約の実施

⑴　物別官室長は、契約相手方と協議し、為替予約が予定される場合は、確定期限の５週間前までに、契約相手方から予約する理由、予約日等を明らかにした為替予約実施の計画書（別記様式）を担当官（気付先：所掌の物別官室長）に提出させるものとする。

⑵　物別官室長は、計画書を受理し、確認した場合は、契約相手方に通知するものとする。

⑶　為替予約は、確定期限の４週間前の日に属する週に行うものとし、予約の実行日は、送金日とする。

5　実績額の報告

⑴　物別官室長は、確定期限の３週間前までに契約相手方から当該費目の確定に関する実績額報告書を提出させるものとする。

⑵　実績額報告書の為替予約の部分には、予約日、予約額、予約換算率、送金日等を証する資料を添付させるものとする。

6　最終報告

⑴　物別官室長は、外国送金完了後直ちに契約相手方から為替予約による外国送金完了の報告書を提出させるものとする。

⑵　報告書には、外国送金を証する資料を添付させるものとする。

7　その他

物別官室長は、この要領により難い場合は、その処置について調達企画課長を経て調達管理部長の承認を受けるものとする。

8　承認の特例

この通知において、物別室長が承認を得る際、所属する物別官については、合議を要しないものとする。

別記様式

年　　月　　日

防衛装備庁
支出負担行為担当官　氏名　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会　社　名
代表者氏名

為替予約実施計画について

開発経費及びロイヤリティーの為替予約に係る標記について、下記のとおり通知します。

記

調達要求番号
品　　名
納　　期　　年　　月　　日
確 定　期 限　　年　　月　　日
予約する費目
予約する理由
実 施 計 画

予約日	年　　月　　日（　　曜日）
予約額（外貨）	
納入完了予定日	年　　月　　日（　　曜日）
送金日（予約の支払日）	年　　月　　日（　　曜日）
予約銀行	

確認する。
年　　月　　日
物別官室長